

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 27 年 2 月 1 3 日
大阪府総務部契約局

委託役務業務契約書へのインフレスライド条項の設定について

インフレスライド条項とは予測不可能な特別な事情により、契約期間内に日本国内で急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適當となったときに、発注者又は受注者が契約金額の変更を請求できる条項で、国等が定める公共工事標準請負約款におけるスライド条項の一つです。

大阪府では、インフレスライド条項については、工事請負業務契約書では既に設定されているところでありますが、この度、工事請負業務と同様に、公共工事設計労務単価を採用して積算を行う委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）についても、契約書にインフレスライド条項を設定いたしますので、お知らせ致します。

記

1 実施時期

平成 27 年度早期発注案件から設定します。

2 設定対象業務（登録種目コード）

公共工事設計労務単価を用いて積算を行う下記の登録種目コードに該当する案件について、設定します。

- ・土木施設維持管理業務（041）
- ・草地管理（050）
- ・樹木管理（051）

※ ただし、単価契約にて契約を行う案件は対象外です。

（問い合わせ先）

大阪府総務部契約局総務委託物品課
委託役務グループ

電話 直通 06-6944-6270